

村上市歴史的風致維持向上計画策定委員会 委員名簿

学識経験を有する者（1号委員）

東京大学先端科学技術研究センター・所長	西 村 幸 夫
新潟大学工学部建設学科・教授	岡 崎 篤 行
村上市文化財保護審議会・会長	大 場 喜 代 司
村上市郷土資料館・館長	佐 藤 耕 太 郎
新潟県建築士会岩船支部	大 竹 憲 一

関係団体を代表する者（2号委員）

村上商工会議所・会頭	齋 藤 茂
村上市4商工会・会長	須 貝 慎 一 郎
村上市観光協会	益 田 茂 彦
村上・岩船景観会議・座長	川 上 伊 登 志
村上地区地域審議会・会長	山 口 治 雄
荒川地区地域審議会・会長	会 田 健 次
神林地区地域審議会・会長	大 嶋 芳 美
朝日地区地域審議会・会長	忠 隆 司
山北地区地域審議会・委員	板 垣 茂 樹

関係行政機関の職員（3号委員）

新潟県村上地域振興局地域整備部・副部長	田 辺 一 喜
新潟県村上地域振興局農林振興部・副部長	水 澤 昌 司
新潟県村上地域振興局企画振興部地域振興課・課長	碓 井 潤
新潟県教育庁文化行政課文化係・係長	井 上 幸 一 郎

オブザーバー

国土交通省北陸地方整備局

○村上市歴史的風致維持向上計画策定委員会条例

平成27年3月20日

条例第38号

(設置)

第1条 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成20年法律第40号。以下「法」という。）の規定に基づく歴史的風致維持向上計画（以下「計画」という。）を策定するため、村上市歴史的風致維持向上計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査及び審議する。

- (1) 法第5条第1項に規定する計画の策定に関する事項
- (2) その他市長が計画策定上必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体を代表する者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

2 委員会は、委員定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第6条 委員会は、調査又は審議に必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、都市計画課において処理する。

(報酬及び費用弁償)

第8条 委員の報酬及び費用弁償は、村上市の特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成20年村上市条例第46号）に定めるところによる。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。